

○伊奈町地域公共交通会議設置要綱

平成23年5月13日

要綱第22号

(目的)

第1条 伊奈町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 伊奈町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (4) 一般社団法人埼玉県バス協会の代表又はその指名する者
- (5) 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表又はその指名する者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者
- (9) 道路管理者又はその指名する者
- (10) 上尾警察署長又はその指名する者
- (11) 埼玉県交通政策課長又はその指名する者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(会長)

第4条 交通会議に会長をおき、会長は第3条第1号の者をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 交通会議は、原則公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(報償費)

第7条 委員が会議に出席したときは、報償費として、1日につき3,000円を支給する。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、危機管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年要綱第17号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年要綱第8号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年要綱第29号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。